



令和4年度 国有財産監査の結果

(中国財務局)

国有財産の監査

監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、監査を実施。

令和4年度における監査結果

- 国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」の使用実態等の監査を実施。
- 中国財務局においては、39件の監査を実施し、11件（28.2%）について問題点を指摘。
 - ＜指摘内容＞
 - ・ 庁舎等の有効活用：4件
 - ・ 庁舎等の借受解消：4件
 - ・ 用途廃止・引継：-件
 - ・ 財産管理の不備：3件

令和4年度 監査結果一覧表

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継を求めたもの
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの
	d2	使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの

※ 一覧表「指摘区分」欄の凡例

- ・ 是 正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等
- ・ 検 討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等
- ・ 留意・簡易 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

令和4年度 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘 区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	山口地方法務局	一般	—	柳井法務合同庁舎	山口県柳井市東土手 2564番107	検討	柳井法務合同庁舎は、余剰（約80㎡）が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所を移転受入れし、有効活用を図る必要がある。
2	a	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	島根森林管理署木次 森林事務所庁舎	島根県雲南市木次町 新市66番	是正	島根森林管理署木次森林事務所庁舎は、余剰（約20㎡）が生じていることから、島根森林管理署において不足している倉庫として有効活用を図る必要がある。
3	a	国土交通省	中国地方整備局	一般	—	広島維持出張所	広島県安芸郡海田町 南つくも町1706-2	是正	広島維持出張所は、余剰（約70㎡）が生じていることから、不足が見込まれる文書保管場所等として有効活用を図る必要がある。
4	a	厚生労働省	島根労働局	一般	—	川本地方合同庁舎	島根県邑智郡川本町 川本301-2	留意	川本地方合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約760㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
5	b	防衛省	中国四国防衛局	一般	—	自衛隊山口地方協力 本部柳井地域事務所	山口県柳井市南町3- 8-4	検討	借受庁舎である自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所は、余剰（約80㎡）が生じている柳井法務合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
6	b	厚生労働省	岡山労働局	労働保険	雇用	和気公共職業安定所	岡山県和気郡和気町 和気字山崎481-10	検討	和気公共職業安定所は、借受駐車場（45台）が非効率な使用となっていることから、一部借受解消を図る必要がある。
7	b	厚生労働省	山口労働局	労働保険	雇用	柳井公共職業安定所	山口県柳井市南町2丁 目75番18	検討	柳井公共職業安定所は、借受駐車場（15台）が非効率な使用となっていることから、一部借受解消を図る必要がある。
8	b	厚生労働省	山口労働局	一般	—	徳山公共職業安定所	山口県周南市大字徳 山字東卯ノ手7510-8	検討	徳山公共職業安定所は、借受駐車場（19台）が非効率な使用となっていることから、一部借受解消等を図る必要がある。
9	d1	厚生労働省	島根労働局	労働保険	雇用	松江公共職業安定所安 来出張所庁舎	島根県安来市安来町 903-1	留意	松江公共職業安定所安来出張所庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
10	d1	国土交通省	中国地方整備局	一般	—	川本出張所	島根県邑智郡川本町大 字因原24	留意	川本出張所は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
11	d1	国土交通省	第六管区海上保安 本部	一般	—	徳山海上保安部庁舎	山口県周南市那智町 2225-8	是正	徳山海上保安部庁舎は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

平成23～令和3年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

監査指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して、処理促進を図るためフォローアップを実施している。

各年度における指摘事案の件数は、累計で166件であり、このうち是正・改善が図られた件数は、129件となり、進捗率は77.7%（前年度（73.7%）と比べ4.0%の改善）となった。

今後も、引き続き是正・改善の処理促進のためにフォローアップしていく。

≪ 監査指摘年度ごとの是正状況等（令和4年度末時点） ≫

（単位：件）

	計	指摘年度ごとの内訳										
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
A 監査指摘	166	23	12	34	17	20	10	8	14	8	10	10
B 是正実績	129 (14)	23	11 (3)	29 (1)	17 (1)	17	4 (1)	8	7 (2)	3	5 (1)	5 (5)
C (A-B) 処理未済	37	0	1	5	0	3	6	0	7	5	5	5
D (B/A) 進捗割合	77.7%	100%	91.7%	85.3%	100.0%	85.0%	40.0%	100%	50.0%	37.5%	50.0%	50.0%

（注）「B 是正実績」欄の（ ）内書きは、令和4年度中の是正実績